平成２６年３月１３日

各課長様

各地方機関の長様

各派遣先団体の長様

地方職員共済組合広島県支部長

一般財団法人広島県職員互助会理事長

産前産後休業期間中の掛金の免除について（通知）

　地方職員共済組合及び一般財団法人広島県職員互助会においては，平成２６年４月１日から産前産後休業期間中の掛金の免除を行うこととしていますが，その手続については，次のとおりとしますので，職員（共済組合員，互助会会員）に周知してください。

特に，現在，産前産後休業期間中の職員のうち，免除対象となる者についても，漏れのないよう周知してください。

１　共済組合・互助会への申出書の提出

（１）趣旨

　　・　掛金免除を行うに当たっては，次により共済組合及び互助会に免除申出書（別紙様式）を提出する必要があります。

（２）申出書の様式等

・　様式及び記載例は，全庁掲示板に掲載するほか，福利厚生情報ページに掲載する予定です。

（３）提出方法及び提出先

　　・　記載例を参考にして別紙様式に必要事項を記入の上，所属長の証明を受けて福利課（共済組合事務局・互助会事務局）あてに提出してください。

（４）提出時期

　　・　原則として職員が特別休暇の産前休暇を取得する時期に提出してください。

（５）添付書類

　・　産前産後休業期間，出産予定日，多胎妊娠の有無については，その事実を証明する書類を添付する必要がありますので，出勤簿（産前産後休業期間の期間の入ったもの）の写し，母子健康手帳（出産予定日，出産日，多胎妊娠の確認できるもの）の写しを添付してください。

２　変更申出書の提出

（１）趣旨

・　出産日が出産予定日より前後した場合には，免除期間が変わってきますので，

出産日が確定した場合には，変更申出書を提出してください。

・　そのほか，申出内容に変更があった場合にも，変更申出書を提出してください。

（２）申出書の様式等，提出方法及び提出先

　１に同じ

（３）提出時期

　　・　出産日が確定した場合や変更の事実が発生した場合に，すみやかに提出してください。

（４）添付書類

　　・　出産日や変更の事実を証明する書類を添付する必要がありますので，出勤簿（産　前産後休業期間の期間の入ったもの）の写し，母子健康手帳（出産予定日，出産日，　多胎妊娠の確認できるもの）の写しを添付してください。

３　掛金の免除

　・　産前産後休業期間中の掛金免除については，上記の申出書又は変更申出書の提出と別に，**職員の産前産後休業の情報を給与システムに入力することにより，実際に免除されることになります。**

　・　給与システムへの入力は各局幹事課がまとめて行う予定とされておりますので，各所属から各局幹事課への連絡を必ず行い，入力してもらってください。

　・　これについては，幹事課又は人事課給与グループ（内線２２４２・２２４３）に問い合わせてください。

４　掛金・負担金還付

　・　掛金の免除ができなかった場合や免除金額が間違っていた場合など，掛金の還付等が必要な場合には，各局幹事課を通じて福利課管理グループ（内線2258・2259）まで相談してください。

５　育児休業期間中の掛金免除

　・　産後休暇に引き続き，育児休業を取得する場合には，掛金が免除になりますので，別に「育児休業掛金免除（変更）申出書」を提出してください。

担　当　庶務係

電　話　082-513-2258

ＦＡＸ　082-227-2327

電子メール soufukuri@pref.hiroshima.lg.jp

（担当者　福原）